

令和 6年 4月 1日

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0171500267号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む以下同様とする。）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明します。

◆◆目次◆◆

1. 運営法人	2
2. 施設の概要	2
3. 居室・設備の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について	7
7. 介護事故発生の防止及び発生時の対応	7
8. 虐待防止等の人権擁護の取り組みについて	8
9. 感染症予防対策	8
10. 褥瘡予防対策	8
11. 契約締結からサービス提供までの流れ	9
12. サービス提供における事業所の義務	10
13. サービス利用に関する留意事項	11
14. 損害賠償について	11
15. サービス利用をやめる場合	11
16. 第三者評価の実施状況	13

1. 運営法人

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 民生博愛会 |
| (2) 法人所在地 | 北斗市中央2丁目3番23号 |
| (3) 電話番号 | 0138-73-5148 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 黒 萩 裕 |
| (5) 設立年月 | 昭和32年4月12日 |

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
北海道指定第0171500267号
※当事業所は特別養護老人ホーム清華園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 老人短期入所事業清華園 |
| (4) 事業所の所在地 | 北斗市添山472番地の1 |
| (5) 電話番号 | 0138-74-3100 |
| (6) 事業所長（管理者） | 園 長 木 村 賢 史 |
| (7) 事業所の運営方針 | 利用者にとって「明るく、安らぎのある生活の場の確立」と介護保険制度の下で、多様化する地域社会のニーズに的確に応えられる施設を目指します。 |
| (8) 開設年月 | 昭和58年4月1日 |
| (9) 営業日及び受付時間 | 営業日 年中無休 受付時間 月～金8：30～17：00 |
| (10) 利用定員 | 10人 |
| (11) 施設の構造 | 鉄筋コンクリート造り瓦葺き3階建 |
| (12) 建物の延べ床面積 | 7609.73㎡ |
| (13) 併設事業所 | 当園では、次の事業所を併設しています。
【特別養護老人ホーム】 平成12年 4月1日指定 北海道第0171500267号
【通所介護】 平成12年 4月1日指定 北海道第0171500267号
【居宅介護支援事業】 平成12年 4月1日指定 北海道第0171500523号
【訪問介護】 平成15年 4月1日指定 北海道第0171500523号
【在宅介護支援センター】 平成15年 4月1日指定
【障害福祉サービス事業】 平成18年10月1日指定 北海道第0111500052号 |
| (14) 事業所周辺環境 | 当園は、南に津軽海峡、北に大野平野の田園風景を望む風光明媚場所に位置し、路線バスやJRの駅から徒歩15分圏内と、交通の便もよい。 |

3. 居室・設備の概要

(1) 居室

- ①全室個室、10室。
- ②居室内にはトイレ、洗面所を完備。
- ③居室内家具としてベッド、寝具、タンス、床頭台を設置。
- ④入居者の心身状況や、居室の空き状況により、ご希望に添えない場合があります。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 設備

- ①食堂が10ヶ所。
- ②機能訓練室が10ヶ所。
- ③浴室が3ヶ所。(一般浴×1、特殊室×2、簡易浴×2、個浴×2)
- ④医務室が1ヶ所。
- ⑤車椅子トイレが各階に4ヶ所。

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、数字は指定介護福祉施設との合算となっています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	45名	34名以上
3. 生活相談員	3名	1名以上
4. 看護職員	4名	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名以上
6. 介護支援専門員	1名	1名以上
7. 医師	嘱託医1名	1名以上
8. 管理栄養士	1名	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<配置職員の職種>

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。約3名の入居者に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。2名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をします。日常生活上の介護、介助等も行います。 4名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員や看護職員が兼ねる場合もあります。 1名の介護支援専門員を配置しています。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の嘱託医師を配置しています。
管理栄養士	1名の管理栄養士を配置しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水曜日 13:30～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 08:00～16:40 6名 遅番： 10:00～19:30 6名 夜勤： 16:30～09:30 6名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 08:30～17:00 2名

※ 土日は上記と異なります。

※ 標記勤務体制は、事前予告なしに変更されることがあります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付され、自己負担は1割です。但し、下記の①②両方に当てはまる方は利用者負担2割に、下記の③④両方に当てはまる方は利用者負担3割になります。

①本人の合計所得金額が160万円～220万円の方。

②同一世帯の65歳以上の方（第1号被保険者）の年金収入+その他の合計所得金額が、単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方。

③本人の合計所得金額が220万円以上の方。

④同一世帯の65歳以上の方（第1号被保険者）の年金収入+その他の合計所得金額が、単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方。

⑤65歳未満の方及び市区町村民税を課せられていない方は対象外です。

＜介護予防・短期入所生活介護 サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

別紙の「老人短期事業清華園利用料金表（別表1）」を参考に、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費、居住費の自己負担額の合計をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

- ①ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②滞在費及び食費について、負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。
 - ・非課税世帯の方とは世帯全員が市区町村民税を課税されない方を指します。
 - ・預貯金など（現金、有価証券も含む）を配偶者のいる方は合計1,500万円超いない方は500万円超お持ちの場合には、軽減の対象外となります。
 - ・また配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外となります。
- ③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間） 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・心身の機能に合わせた浴室浴槽で入浴してもらいます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員、介護職員が連携して健康管理を行います。
- ・短期入所利用時に体調不良があった場合、病院受診等の対応はご家族にさせていただきます。救急搬送の場合はその限りではありません。

⑥洗濯

- ・洗濯は園で行い、別途料金はかかりません。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

①理髪・美容

〔理美容料金〕 月4回（日曜日）利用できます。

・カット＋顔そり	1,600円
・顔そりのみ	1,200円
・パーマ＋カット＋顔そり	5,000円
・毛染め＋カット＋顔そり	5,000円
・パーマ＋毛染め＋カット＋顔そり	9,000円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき5円（現在、料金はいただいておりません）

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 _____円

※オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

- ①前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いしていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ③ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いしていただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

①苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 齊藤 泰範

〔職名〕 介護支援専門員 尾形 和則

②受付時間 毎週月曜日～金曜日 08：30～17：00

また、苦情受付ボックスを1階エレベーター前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

北斗市役所 介護保険担当係	所在地 北斗市中央1丁目3-10 電話番号 0138-73-3111 FAX 0138-73-1401 受付時間 営業時間内
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 FAX 011-231-5178 受付時間 営業時間内
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西5丁目 電話番号 011-271-3976 FAX 011-251-3971 受付時間 営業時間内

（3）苦情処理の手順

（社会福祉法人民生博愛会 要望等を解決するための仕組みに関する要綱3～5）

①苦情受付

事業所内の苦情受付窓口担当者へ申し出を受けつけます。

②苦情解決の記録と報告

受付けた苦情は、苦情受付窓口担当者から苦情解決担当者へ苦情の記録を報告し、円滑・円満に解決に努めます。

③苦情解決の通知

苦情解決責任者から申し出人へ、苦情解決の為の文章を通知します。

7. 介護事故発生の防止及び発生時の対応

施設内において、入居者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり適切な対応に努めます。

（1）入居者及びご契約者への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず入居者に対して可能な限りの緊急処置を行なうとともに、看護職員を呼び最善の処置を行ないます。

②管理者へ報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所に対応出来ない場合には、担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

③入居者及び契約者への説明

処置が一段落すれば、出来るだけ速やかに入居者や契約者等に誠意を持って説明し申し出についても誠実に対応します。

④入居者及び契約者への損害賠償

介護事故により事業所が損害賠償責任を負った場合は、誠意を持って入居者及び契約者に対して補償します。

⑤事故記録と報告

入居者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し事故の分析を行い、再発防止対策に努めます。

(2) 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに諸官庁等関係機関へ報告します。

8. 虐待防止等の人権擁護の取り組みについて

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. 感染症予防対策

施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討します。委員会を定期的開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底をはかります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防、及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、感染対策の研修を定期的に実施します。
- (3) 短期入所利用前に体調確認させてもらいます。体調不良が確認された場合は、短期入所を控えていただく場合があります。事前に体調不良が確認された場合は連絡してください。利用中に体調不良や感染症が認められた場合は、帰宅していただく可能性があります。

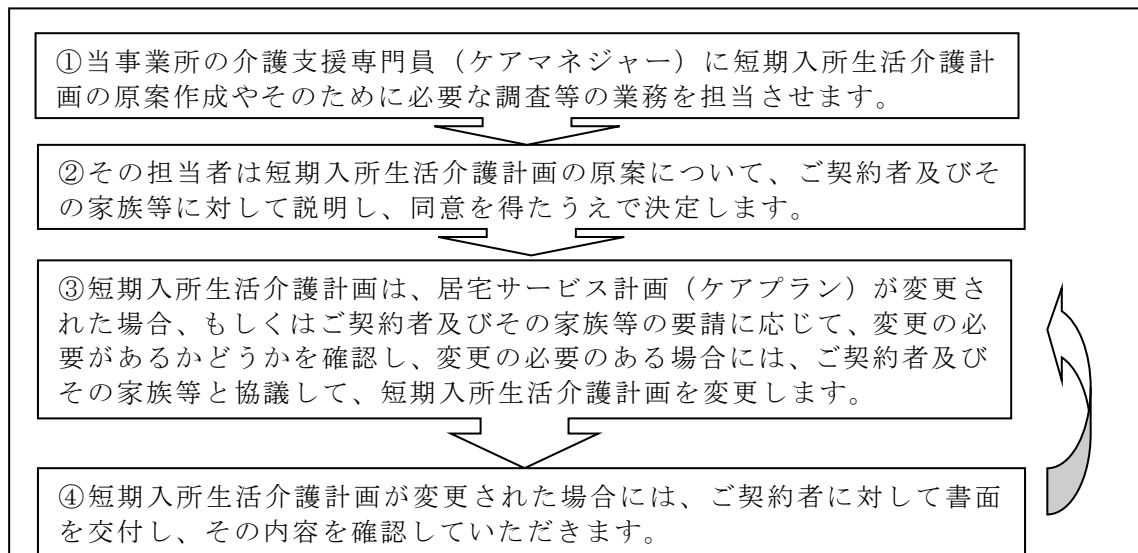
10. 褥瘡予防対策

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

- (1) 入所者の生命及び人権を尊重し、生活の質の向上のため、褥瘡をつくらぬ看護・介護を行います。
- (2) 褥瘡予防の正しい知識と技術・発生時の治療法、ケアの対策について情報交換、伝達を行います。

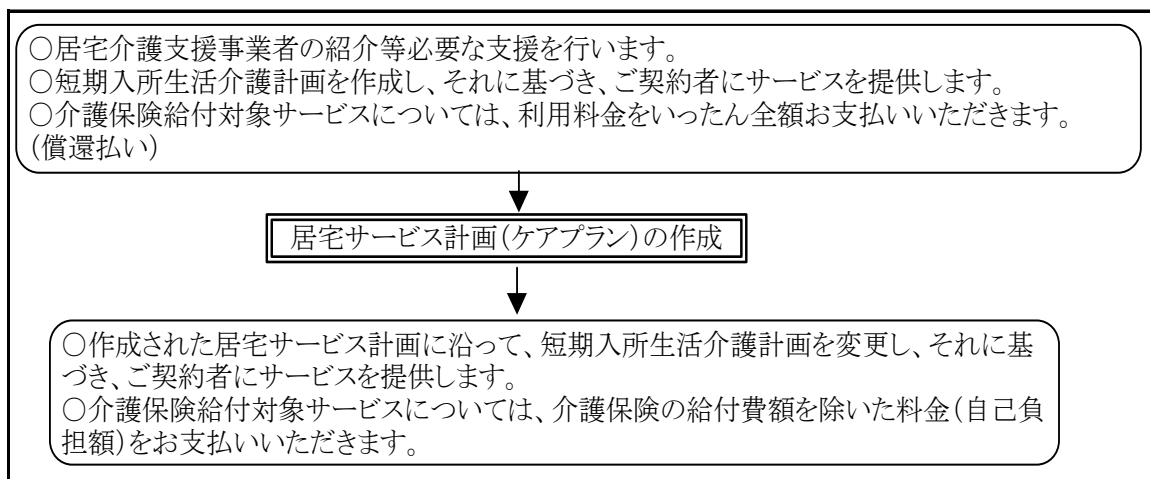
11. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

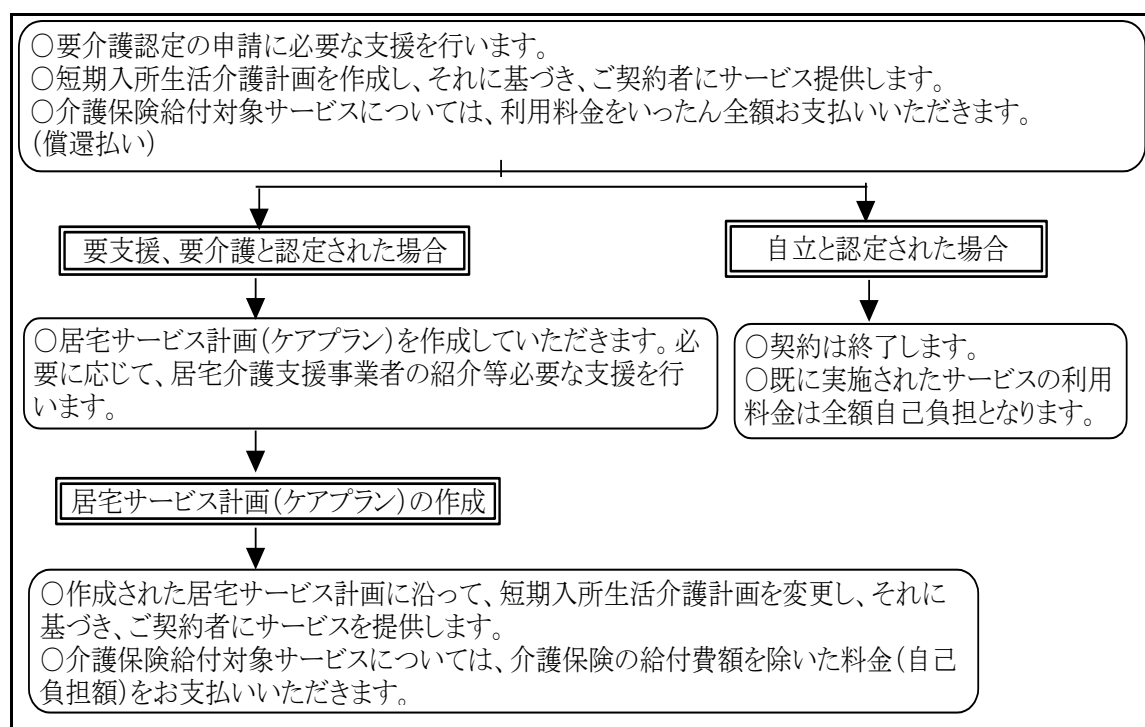


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



12. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者にサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- (3) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4) ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (5) ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- (6) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文章にてご契約者の同意を得ます。

13. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
動物、大型の家具等。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要であると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙はできません。

14. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

(1) ご契約終了の場合

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解除又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約介助を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合に契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせる場合。
- ②ご契約による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

16. 第三者評価の実施状況

現在実施しておりません

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 清華園

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
